

参考

令和2年度診療報酬改定 II-9 口腔疾患の重症化予防、口腔機能低下への対応の充実、生活の質に配慮した歯科医療の推進 ⑬

第1部「基本診療料」における評価の見直し

歯科外来診療体制加算の施設基準の見直し

- 歯科外来診療における医療安全を推進する観点等から、施設基準の専門職に関する要件を見直す。

現行

【施設基準(抄)】

【歯科外来環境体制加算】

(1) 歯科外来診療環境体制加算1の施設基準

イ 歯科医療を担当する保健医療機関(歯科点数表の地域歯科診療支援病院歯科初診料に係る施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関を除く。)であること。

ロ 歯科外来診療における医療安全対策に係る研修を受けた常勤の歯科医師が1名以上配置されていること。

ハ 歯科衛生士が1名以上配置されていること。

ニ 緊急時の対応を行うにつき必要な体制が整備されていること。

ホ 医療安全対策につき十分な体制が整備されていること。

改定後

【施設基準(抄)】

【歯科外来環境体制加算】

ハ 歯科医師が複数名配置されていること又は歯科医師及び歯科衛生士がそれぞれ一名以上配置されていること。



第2部「医学管理」における評価の見直し

歯科特定疾患療養管理料の見直し

- 歯科疾患管理料について、対象となる疾患を追加するとともに評価を見直す。

現行

【歯科特定疾患療養管理料】 150点
[算定要件]
(2) 別に厚生労働大臣が定める疾患に掲げる疾患のうち、顎・口腔の先天異常、舌痛症(心因性によるものを含む。)、口腔軟組織の疾患(難治性のものに限る。)、口腔乾燥症(放射線治療又は化学療法を原因とするものに限る。)、睡眠時無呼吸症候群(口腔内装置治療を要するものに限る。)、及び骨吸収抑制薬関連顎骨壊死(骨露出を伴うものに限る。)又は放射線性顎骨壊死とはそれぞれ次の疾患をいう。



改定後

【歯科特定疾患療養管理料】 **170点**
[算定要件]
(2) 別に厚生労働大臣が定める疾患に掲げる疾患のうち、顎・口腔の先天異常、舌痛症(心因性によるものを含む。)、口腔軟組織の疾患(難治性のものに限る。)、口腔乾燥症(放射線治療又は化学療法を原因とするものに限る。)、睡眠時無呼吸症候群(口腔内装置治療を要するものに限る。)、及び骨吸収抑制薬関連顎骨壊死(骨露出を伴うものに限る。)又は放射線性顎骨壊死若しくは**三叉神経ニューロパシー**とはそれぞれ次の疾患をいう。

ト 三叉神経ニューロパシーとは、三叉神経に何らかの原因で機能障害が生じる神経症状(三叉神経痛を含む。)をいう。



73

第2部「医学管理」における評価の見直し

新義歯有床義歯管理料の見直し

- 新義歯有床義歯管理料について、評価の区分を整理する。

現行

【新製有床義歯管理料】
[算定要件]
(3) 「2 困難な場合」とは、特に咬合の回復が困難な患者に対する義歯管理を評価したものをいい、総義歯又は9歯以上の局部義歯を装着した次のいずれかに該当する場合をいう。
イ 総義歯を新たに装着した場合又は総義歯を装着している場合
ロ 9歯以上の局部義歯を装着し、かつ、当該局部義歯以外は臼歯部で垂直的咬合関係を有しない場合

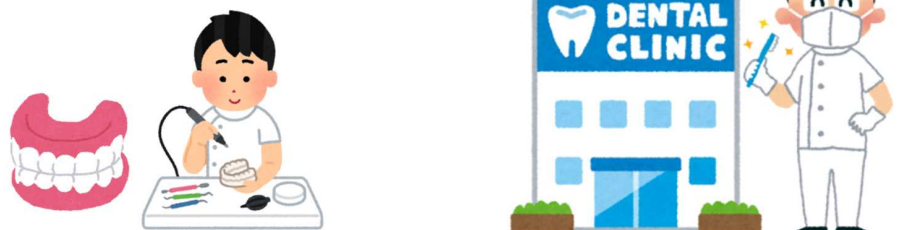
改定後

【新製有床義歯管理料】
[算定要件]
(3) 「2 困難な場合」とは、特に咬合の回復が困難な患者に対する義歯管理を評価したものをいい、**総義歯又は9歯以上の局部義歯を装着した場合をいう。**



【参考】H001-2 歯科口腔リハビリテーション料1

(2) 「1の口 困難な場合」とは、区分番号B013に掲げる新製有床義歯管理料の(3)に掲げる場合をいう。



74

第3部「検査」における評価の見直し

歯周病検査の見直し

▶ 歯科訪問診療等における歯周病検査の要件について、治療指針等に基づき見直す。

現行

【歯周病検査】

[算定要件]

(1) 歯周病検査とは、歯周病の診断に必要な歯周ポケット測定、プロービング時の出血の有無、歯の動揺度の検査、プラークの付着状況の検査及び歯肉の炎症状態の検査をいい、当該検査は、1口腔単位で実施する。また、2回目以降の歯周病検査は、歯周基本治療等の効果、治療の成否、治療に対する反応等を把握し、治療の判断又は治療計画の修正及び歯周外科手術を実施した後に歯周組織の変化の比較検討等を目的として実施する。歯周病検査の実施は、「歯周病の診断と治療に関する基本的な考え方」(平成30年3月日本歯科医学会)を参考とする。
(略)

改定後

【歯周病検査】

[算定要件]

((1) 歯周病検査とは、歯周病の診断に必要な歯周ポケット測定、プロービング時の出血の有無、歯の動揺度の検査、プラークの付着状況の検査及び歯肉の炎症状態の検査をいい、当該検査は、1口腔単位で実施する。また、2回目以降の歯周病検査は、歯周基本治療等の効果、治療の成否、治療に対する反応等を把握し、治療の判断又は治療計画の修正及び歯周外科手術を実施した後に歯周組織の変化の比較検討等を目的として実施する。歯周病検査の実施は、「**歯周病の治療に関する基本的な考え方**」(令和2平成30年3月日本歯科医学会)を参考とする。

(9) 次の場合において、やむを得ず患者の状態等により歯周ポケット測定等が困難な場合は、歯肉の発赤・腫脹の状態及び歯石の沈着の有無等により歯周組織の状態の評価を行い、歯周基本治療を開始して差し支えない。
イ 在宅等での療養を行っている患者
ロ 歯科診療特別対応加算又は初診時歯科診療導入加算を算定している患者
この場合において、患者及び歯周組織の状態を診療録に記載すること。



第3部「検査」における評価の見直し

睡眠時歯科筋電図検査

睡眠時のブラキシズム(歯ぎしり)の評価を行うための検査を行った場合の評価を新設する。

(新) 睡眠時歯科筋電図検査(一連につき)

580点

[算定要件]

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、睡眠時筋電図検査を行った場合に算定する。

(1) 睡眠時歯科筋電図検査は、問診又は口腔内所見等から歯ぎしりが強く疑われる患者に対し、診断を目的として、夜間睡眠時の筋活動を定量的に測定した場合に、一連につき1回に限り算定する。なお、検査の実施に当たっては、「筋電計による歯ぎしり検査の基本的な考え方」(令和2年3月日本歯科医学会)を遵守すること。

[施設基準]

二十 睡眠時歯科筋電計検査の施設基準

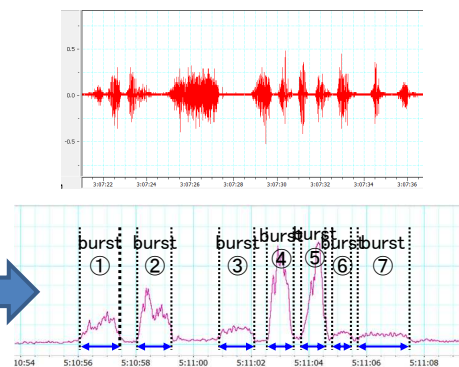
- (1) 当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
- (2) 当該検査を行うにつき十分な機器を有していること。



自宅で測定



装置の回収



解析

第8部「処置」における評価の見直し

感染根管処置

- 感染根管治療について評価を充実するとともに長期管理時の取扱いを整理する。

現行

【感染根管処置】

1 単根管	150点
2 2根管	300点
3 3根管以上	438点

[算定要件]

(2) 感染根管処置は1歯につき1回に限り算定する。ただし、再度感染根管処置が必要になった場合において、区分番号I008-2に掲げる加圧根管充填処置を行った患者に限り、前回の感染根管処置に係る歯冠修復が完了した日から起算して6月を経過した日以降については、この限りではない。



改定後

【感染根管処置】

1 単根管	156点
2 2根管	306点
3 3根管以上	446点

[算定要件]

(2) 感染根管処置は1歯につき1回に限り算定する。ただし、再度感染根管処置が必要になった場合において、区分番号I008-2に掲げる加圧根管充填処置を行った患者に限り、前回の感染根管処置に係る歯冠修復が完了した日から起算して6月を経過した日以降については、この限りではない。
新(3) (2)の規定に基づき再度当該処置を行う場合、区分番号D000に掲げる電氣的根管長測定検査、区分番号I008に掲げる根管充填処置及び区分番号I008-2に掲げる加圧根管充填処置はそれぞれ必要に応じ算定できる。

第8部「処置」における評価の見直し

処置

- 第8部「処置」における既存技術について実態に合わせた評価となるよう、見直しを行う。

区分	現行	改定後
歯髄保護処置 間接歯髄保護処置	30点	34点
抜髄 単根管	228点	230点
抜髄 2根管	418点	422点
抜髄 3根管以上	588点	596点
感染根管処置 単根管	150点	156点
感染根管処置 2根管	300点	306点
感染根管処置 3根管以上	438点	446点
根管貼薬処置 単根管	28点	30点
根管貼薬処置 2根管	34点	38点
根管貼薬処置 3根管以上	46点	54点
根管充填 3根管以上	114点	122点
加圧根管充填処置 3根管以上	200点	208点
歯周基本治療 スケーリング 3分の1顎につき 1回目	68点	72点
歯冠修復物又は補綴物の除去 困難	36点	42点
歯冠修復物又は補綴物の除去 著しく困難	60点	70点

第9部「手術」における評価の見直し

手術

- 第9部「手術」における既存技術について実態に合わせた評価となるよう、見直しを行う。
(医科点数表第10部「手術」の改定内容を含む。)

区分	現行	改定後
抜歯手術 埋伏歯	1050点	1054点
抜歯手術 埋伏歯 下顎完全・下顎水平埋伏智歯 加算	100点	120点
デブリードマン 1 100平方センチメートル未満	1020点	1260点
デブリードマン 2 100平方センチメートル以上3000平方センチメートル未満	3580点	4300点
遊離皮弁術	92460点	94460点
自家遊離複合組織移植術	127310点	131310点
血管結紮術	3750点	4500点

79

第9部「手術」における評価の見直し

顎関節授動術

- 顎関節授動術について、実態に合わせた評価となるよう見直す。

現行	
【顎関節授動術】	
イ パンピングを併用した場合	990点
ロ 関節くう腔洗浄療法を併用した場合	2,400点



改定後	
【顎関節授動術】	
1 徒手的授動術	
(新)イ 単独の場合	440点
ロ パンピングを併用した場合	990点
ハ 関節くう腔洗浄療法を併用した場合	2,400点
(1) 「イ 単独の場合」とは、顎関節症による急性クローズドロックの解除又は慢性クローズドロックによる開口制限の改善を目的として、徒手的授動術を行うものをいう。なお、所期の目的を達成するために複数回実施した場合も一連として算定する。	

80

第9部「手術」における評価の見直し

超音波切削機器加算

- 上顎骨形成術及び下顎骨形成術における超音波切削機器加算を新設する。

(新) 超音波切削機器加算 200点

[算定対象]

注 区分番号J069、J075及びJ075-2に掲げる手術に当たって、超音波切削機器を使用した場合に加算する。

下顎骨悪性腫瘍手術

- 下顎骨悪性腫瘍手術について実態にあわせた評価になるよう見直す。

現行

【下顎骨悪性腫瘍手術】

- 1 切除 40,360点
- 2 切断 64,590点

顎骨に生ずるエナメル上皮腫に対する手術は、「1 切除」又は「2 切断」の各区分により算定する。また、単胞性エナメル上皮腫の手術の場合も同様に「1 切除」又は「2 切断」の各区分により算定する。



改定後

【下顎骨悪性腫瘍手術】

- 1 切除 40,360点
- 2 切断(おとがい部を含むもの) 79270点**
- 3 切断(その他のもの) 64,590点

下顎骨に生ずるエナメル上皮腫に対する手術については、悪性腫瘍手術に準じて行った場合は、「1 切除」又は「2 切断」の各区分により算定して差し支えない。また、単胞性エナメル上皮腫の手術の場合も同様に「1 切除」又は「2 切断」の各区分により算定して差し支えない。

81

第9部「手術」における評価の見直し

上顎エナメル上皮腫手術

- 上顎エナメル上皮腫手術について、実態に合わせた評価になるよう見直す。

現行

【上顎骨悪性腫瘍手術】
(略)



改定後

【上顎骨悪性腫瘍手術】

上顎骨に生ずるエナメル上皮腫に対する手術について、悪性腫瘍手術に準じて行った場合は、「2 切除」又は「3 全摘」の各区分により算定して差し支えない。

著しく困難な抜歯

- 著しく困難な抜歯について実態に合わせた評価になるよう見直す。

現行

【顎骨腫瘍摘出術(歯根嚢胞を除く。)]

顎骨腫瘍摘出術とは、顎骨内に生じた良性腫瘍又は嚢胞(歯根嚢胞を除く。)を摘出する手術をいう。



改定後

【顎骨腫瘍摘出術(歯根嚢胞を除く。)]

(1)顎骨腫瘍摘出術とは、顎骨内に生じた良性腫瘍又は嚢胞(歯根嚢胞を除く。)を摘出する手術をいう。
(2)下顎角部又は下顎枝に埋伏している下顎智歯を、口腔内より摘出を行った場合は、本区分により算定する。
)

82

第9部「手術」における評価の見直し

口腔粘膜蛍光観察加算の新設

- 舌悪性腫瘍手術において、口腔粘膜蛍光観察機器を使用した場合の加算を新設する。

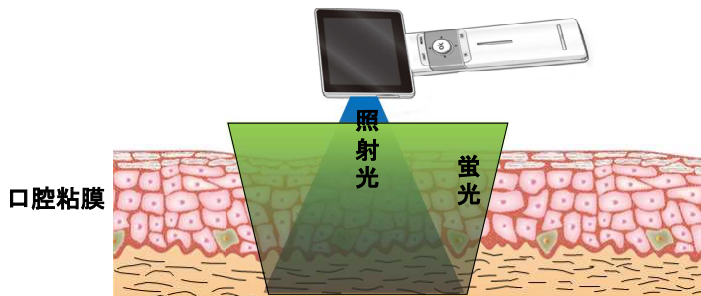
(新) 口腔粘膜蛍光観察加算

200点

[算定対象]

注 区分番号J018に掲げる手術に当たって、口腔粘膜蛍光観察機器を使用した場合に加算する。

(1) 口腔粘膜蛍光観察評価加算は、画像等による口腔粘膜の評価を複数回実施するとともに、当該技術の補助により手術が行われた場合に算定する。なお、撮影した対象病変部位の画像を診療録に添付又は電子媒体に保存・管理するとともに所見を診療録に記載すること。



自家蛍光：FAD、コラーゲンクロスリンクが蛍光源となって発生
 口腔癌・前癌病変では、FADが減少し、コラーゲンクロスリンクが破壊
 ⇒口腔癌・前癌病変では蛍光ロスが発生し、暗い影となる

83

第12部「歯冠修復及び欠損補綴」における評価の見直し

- 根管充填後の処置について、実態に合わせた評価になるよう見直す。

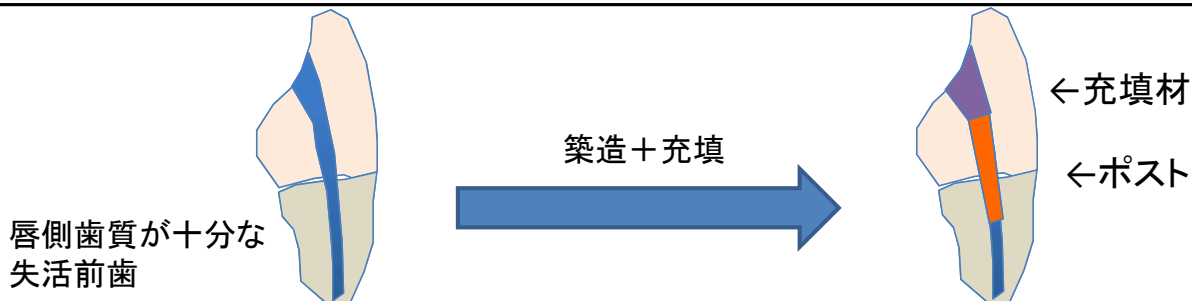
現行

【充填】

改定後

【充填】

(8) 歯冠部の唇側歯質が十分に残存している前歯部の失活歯に対して充填を行うに当たり、歯冠部の破折の防止を目的として、複合レジン(築造用)と併せてファイバーポスト(支台築造用)又は複合レジン(築造用)と併せてスクリューポスト(支台築造用)を併用した場合は、区分番号M002に掲げる支台築造の「2 直接法」のそれぞれの区分に従い算定する。またこの場合、区分番号M001に掲げる歯冠形成の「3 窩洞形成」及び当該処置をそれぞれの区分に従い算定する。



84

歯科固有の技術の評価の見直し(歯冠修復及び欠損補綴)

第12部「歯冠修復及び欠損補綴」における評価の見直し

- 在宅療養中の患者に対するシリコン印象材による咬合印象法についての評価を新設する。

(新) 咬合印象

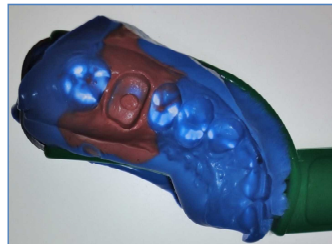
140点

[算定要件]

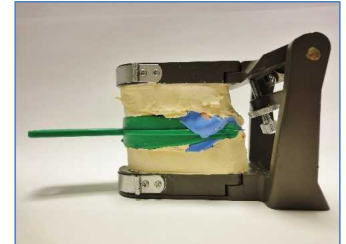
咬合印象とは、在宅等において療養を行っている通院困難な患者に対し、臼歯部における垂直的咬合関係を有する臼歯の歯冠修復(ただし、単独冠に限る。)に対して、歯科用シリコン印象材を用いて咬合印象を行った場合をいう。なお、当該処置を行った場合、区分番号M006に掲げる咬合採得は所定点数に含まれ別に算定できない。



咬合印象用トレーを用いての印象採得



印象体
※対合歯と咬合している部分は印象材が薄くなる



咬合器装着

85

第12部「歯冠修復及び欠損補綴」における評価の見直し

線鉤の二腕鉤での鑄造レストの評価

- 線鉤の二腕鉤における鑄造レストの取扱いを見直す。

現行

【コンビネーション鉤(1個につき)】 232点
[算定要件]

改定後

【コンビネーション鉤(1個につき)】 232点

[算定要件]

- コンビネーション鉤とは、二腕鉤にそれぞれ鑄造鉤と線鉤を組み合わせて製作したものをいう。
- (1)の規定にかかわらず、線鉤と鑄造レストを組み合わせて製作した場合、本区分により算定して差し支えない。



線鉤(レスト付き)



線鉤 + 鑄造レスト

86

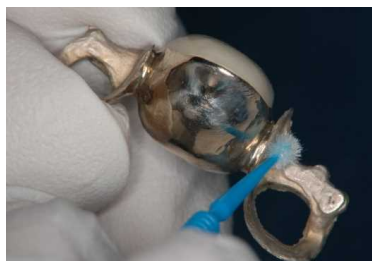
第12部「歯冠修復及び欠損補綴」における評価の見直し

接着ブリッジ装着料内面処理加算

- ▶ 歯科点数表第9部「手術」の所定点数に包括されている歯科麻酔薬の算定方法を見直す。

現行

【装着】
 [算定要件]
 2 欠損補てつ綴(1装置につき)
 イ ブリッジ
 (1) 支台歯とポンティックの数の合計が5歯以下の場合 150点
 (2) 支台歯とポンティックの数の合計が6歯以上の場合 300点
 注1 区分番号M015-2に掲げるCAD/CAM冠又は区分番号M017-2に掲げる高強度硬質レジンブリッジを装着する際に、歯質に対する接着性を向上させることを目的に内面処理を行った場合は、それぞれについて45点又は90点を所定点数に加算する。



メタルプライマーによる内面処理



接着ブリッジ

改定後

【装着】
 [算定要件]
 2 欠損補てつ綴(1装置につき)
 イ ブリッジ
 (1) 支台歯とポンティックの数の合計が5歯以下の場合 150点
 (2) 支台歯とポンティックの数の合計が6歯以上の場合 300点
 注1 区分番号M015-2に掲げるCAD/CAM冠又は区分番号M017-2に掲げる高強度硬質レジンブリッジを装着する際に、歯質に対する接着性を向上させることを目的に内面処理を行った場合は、**内面処理加算1として**、それぞれについて45点又は90点を所定点数に加算する。
注2 接着ブリッジを装着する際に、歯質に対する接着性を向上させることを目的に内面処理を行った場合は、内面処理加算2として、接着冠ごとに45点を所定点数に加算する。

87

第12部「歯冠修復及び欠損補綴」における評価の見直し

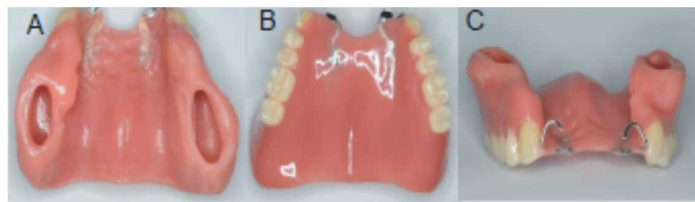
口蓋補綴等に対する軟質材料の適用拡大

- 有床義歯内面適合法及び口蓋補綴における軟質材料の適用を拡大する。

現行

【有床義歯内面適合法】
 2 軟質材料を用いる場合(1顎につき) 1200点
 [算定要件]
 注1 2については、下顎総義歯に限る。

【口蓋補綴、顎補綴】
 [算定要件]



改定後

【有床義歯内面適合法】
 2 軟質材料を用いる場合(1顎につき) 1200点
 [算定要件]
 注1 2については、下顎総義歯 **又は区分番号M025に掲げる口蓋補綴、顎補綴**に限る。

【口蓋補綴、顎補綴】
 [算定要件]
(4) 「(1)のイ 腫瘍、顎骨嚢胞等による顎骨切除に対する口蓋補綴装置又は顎補綴装置」とは、腫瘍、顎骨嚢胞等による顎骨切除を行った患者に対して構音、咀嚼及び嚥下機能の回復を目的に製作する装置をいう。なお、新製時に必要に応じて区分番号M030に掲げる有床義歯内面適合法に用いる義歯床用軟質裏装材を用いて口蓋補綴又は顎補綴(義歯を伴う場合を含む。)を製作して差し支えない。この場合は、新製した口蓋補綴又は顎補綴の装着時に、区分番号M030に掲げる有床義歯内面適合法の「2 軟質材料を用いる場合」を「注2」の規定により別に算定して差し支えない。また、口蓋補綴又は顎補綴の保険医療材料とは別に区分番号M030に掲げる有床義歯内面適合法の特定保険医療材料を算定する。

88

第12部「歯冠修復及び欠損補綴」における評価の見直し

➤ 歯冠修復及び欠損補綴の既存技術について、実態にあわせた評価となるよう、見直しを行う。

充填等	現行	改定後
う蝕歯即時充填形成	126点	<u>128点</u>
支台築造印象	32点	<u>34点</u>
充填1 単純なもの	104点	<u>106点</u>
充填1 複雑なもの	156点	<u>158点</u>

クラウン・ブリッジ	現行	改定後
非金属歯冠修復 レジンインレー 単純なもの	104点	<u>124点</u>
非金属歯冠修復 レジンインレー 複雑なもの	156点	<u>176点</u>
レジン前装金属ポンティック 大臼歯 加算	50点	<u>60点</u>

89

第12部「歯冠修復及び欠損補綴」における評価の見直し

➤ 歯冠修復及び欠損補綴の既存技術について、実態にあわせた評価となるよう、見直しを行う。

有床義歯	現行	改定後
局部義歯 1歯から4歯まで	584点	<u>588点</u>
局部義歯 5歯から8歯まで	718点	<u>724点</u>
局部義歯 9歯から11歯まで	954点	<u>962点</u>
局部義歯 12歯から14歯まで	1382点	<u>1391点</u>
総義歯	2162点	<u>2172点</u>

熱可塑性樹脂有床義歯	現行	改定後
局部義歯 1歯から4歯まで	652点	<u>642点</u>
局部義歯 5歯から8歯まで	878点	<u>866点</u>
局部義歯 9歯から11歯まで	1094点	<u>1080点</u>
局部義歯 12歯から14歯まで	1712点	<u>1696点</u>
総義歯	2722点	<u>2704点</u>



第12部「歯冠修復及び欠損補綴」における評価の見直し

➤ 歯冠修復及び欠損補綴の既存技術について、実態にあわせた評価となるよう、見直しを行う。

支台装置等	現行	改定後
鑄造鉤 双子鉤	246点	251点
鑄造鉤 二腕鉤	228点	231点
線鉤 双子鉤	212点	220点
バー 鑄造バー	450点	454点
バー 屈曲バー	260点	264点
補綴隙	60点	65点
その他		
有床義歯修理	240点	252点



第13部「歯科矯正」における評価の見直し

対象疾患の追加

➤ 歯科矯正の対象となる疾患の追加と疾患名の標記の見直しを行う。

現行

【歯科矯正の対象となる疾患】

- 7 別に厚生労働大臣が定める疾患とは、次のものをいう。(抜粋)
- (23)顔面裂
- (34) 頭蓋骨癒合症(クルーゾン症候群、尖頭合指症を含む。)
- (41) 6歯以上の先天性部分(性)無歯症
- (45) ポリエックス症候群
- (53) その他顎・口腔の先天異常



改定後

【歯科矯正の対象となる疾患】

- 7 別に厚生労働大臣が定める疾患とは、次のものをいう。(抜粋)
- (23)顔面裂([横顔裂、斜顔裂及び正中顔裂を含む。](#))
- (34) 頭蓋骨癒合症(クルーゾン症候群[及び](#)尖頭合指症を含む。)
- (41) 6歯以上の[先天性部分無歯症](#)
- (45) ポリエックス症候群([XXX症候群、XXXX症候群及びXXXXX症候群を含む](#))
- (53) [線維性骨異形成症](#)
- (54) [スタージ・ウェーバ症候群](#)
- (55) [ケルビズム](#)
- (56) [偽性副甲状腺機能低下症](#)
- (57) [Ekman-Westborg-Julin症候群](#)
- (58) [常染色体重複症候群](#)
- (59) [その他顎・口腔の先天異常](#)

